

陳 情	受 理 番 号	101	受 理 年 月 日	令和元年 8 月 22 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情					

貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

【陳情趣旨】

日頃から、住民の暮らしと健康をまもるためにご尽力いただいていることに敬意を表します。生活保護基準が 2018 年 10 月 1 日から引き下げられました。さらに 19 年 20 年も引き下げられる予定です。生活保護費は、すでに 2013 年からの 3 年間で平均 10%もの戦後最大規模の引き下げが行われ、生活保護基準引き下げに伴い、医療・福祉・年金など 47 の低所得者の施策で影響が出ると厚生労働省は明らかにしています。

2013年の国連の経済的、社会的および文化的権利に関する委員会から出された日本の第3回定期報告書に関する「総括所見」においては、「生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう、締約国に対して求める。委員会はまた、生活保護につきまとうスティグマを解消する目的で、締約国が住民の教育を行なうよう勧告する。」として、生活保護制度の改善が国連からも求められています。

つきましては、憲法25条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する立場から下記の項目について陳情します。

【陳情項目】

①世界の非常識となっている異常に低い生活保護捕捉率を改善し、必要な人すべてが生活保護を利用できるように推進することこそが行政の役割です。そのために関係機関と連携し、「生活保護制度」の内容を伝えるための、ポスター、チラシ、リーフレットの発行、テレビ・ラジオ・新聞を活用しての広報を具体化していただきたいこと。

②県内福祉事務所の社会福祉主事配置を国基準の適正人員まで確立し、国家資格である社会福祉士の比率を 5 割以上に高め、生活保護利用者への迅速丁寧な保護決定や丁寧な見回り体制をすすめていただきたいこと。また、保護利用可否の結果通知は法定の「原則として 14 日以内」を徹底していただきたいこと。これらの実現に向けて、町村自治体、議会においても福祉事務所と連携しご尽力いただきたい。

③就学援助の拡充のために、手続きの簡素化を行い、支給項目を増やし支給額の増額を求めます。

④住民の暮らしを守る立場で「生活保護基準引き下げを直ちに中止することを求める」意見書を国及び関係機関に対し提出していただきたいこと。

意見書案第 号

令和元年 9 月〇〇日

〇〇市議会
議長〇〇△△殿

提出者	〇〇市議会議員	〇〇〇〇
賛成者	〇〇市議会議員	〇〇〇〇
	〃	
	〃	

生活保護基準引き下げ中止を求める意見書
以上の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由

すべての国民が健康で文化的な暮らしができるようにすることは憲法 25 条で認められている。しかし、生活保護費は減額され、当たり前の暮らしも大変厳しくなり全国的には、孤独死や餓死など悲惨な実態も起きている。生活保護基準引き下げを中止することが求められているため、本案を提出する。

生活保護基準引き下げ中止を求める意見書（案）

生活保護基準が 2018 年 10 月 1 日から引き下げられました。さらに 19 年、20 年も引き下げられる予定です。生活保護費は、すでに 2013 年からの 3 年間で平均 10% もの戦後最大規模の引き下げが行われています。

生活保護の度重なる引き下げで、利用者は、食事や入浴の回数を減らしたり、交際費を捻出できず親類や友人との交流を絶ち孤立しています。ただ生きるだけの生活は、健康で文化的な生きがいのある生活とは程遠いものです。

保護基準引き下げについて、国連人権高等弁務官事務所の人権専門家は、「貧困層の社会保障を脅かす生活保護基準削減」「この基準に基づいて決定される最低生活水準は、国際人権法で要求される適切な生活水準と合致しない」と、基準引き下げに勧告を発しています。

基準の引き下げは生活保護利用者だけの問題ではありません。住民税の非課税額や就学援助、保育料など国の 47 制度と連動して、影響を及ぼします。基準の引き下げは社会保障の土台を揺るがしかねず、格差と貧困を一層広げるものです。

以上のことから次の内容について実現していただくよう要請します。

記

- 1、生活保護基準引き下げを直ちに中止することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年 9 月 日
沖縄県〇〇議会

宛先 厚生労働大臣、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
衆議院議長、参議院議長